

令和5年6月5日
自動車局保障制度参事官室

「在宅療養環境整備事業（被害者保護増進等事業費補助金）」 の公募を本日から開始します！

～自動車事故による重度後遺障害者へ訪問系サービスを提供する事業者を支援します～

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいという自動車事故被害者のニーズがある一方、医療的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻です。

国土交通省では、介護者が様々な理由により介護が難しくなる場合（介護者なき後）においても在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるように、訪問系サービスを提供する事業者を対象に人材確保支援制度を創設いたしました。（別紙参照）

本日より、令和5年度実施分に係る公募を開始しますので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要

・補助対象事業者

- ①重度訪問介護事業者 ②居宅介護事業者

※自動車事故による重度後遺障害者が利用している、又は利用の予定があること。

・補助上限額及び対象経費

開設（増設）初年度：300万円

- ①人材雇用費 ②求人情報発信費 ③研修等経費

開設次年度以降：200万円

- ①賃金改善費 ②求人情報発信費 ③研修等経費

2. 公募期間等

・募集期間

令和5年6月5日（月）～ 令和5年6月30日（金）

・事業実施期間

採択日～令和6年3月31日（日）

3. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

（1）応募方法等

（詳細はこちら https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000137.html）

（2）事務局問い合わせ先

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（在宅療養環境整備事業）

メールアドレス：koutsujiko-sien!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えて下さい）

■制度に関する問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、佐々木、福田

電話：03-5253-8111（内線41418） 03-5253-8580（直通）

背景・概要

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻です。

国土交通省では、いわゆる「介護者なき後」においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるようにするため、訪問系サービスを提供する事業者の新設や人材確保等への支援を行います。

補助制度について

新規・増設年度

開業準備段階や開業後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰り等を支援

補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者
- ・居宅介護事業者

補助率

1/2(利用予定者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

補助上限額

上限300万円

補助内容

- ①求人情報の発信に係る経費
※大手就職情報サイト等への掲載料等
- ②職業紹介手数料の支援
※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③研修等経費の支援
※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④介護職員の人材雇用に係る経費



開業次年度以降

対前年度比での賃金改善や求人広告費等を支援

補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者
- ・居宅介護事業者

補助率

1/2(利用者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

補助上限額

上限200万円

補助内容

- ①求人情報の発信に係る経費
※大手就職情報サイト等への掲載料等
- ②職業紹介手数料の支援
※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③研修等経費の支援
※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④介護職員の人材雇用に係る経費
※厚労省の処遇改善加算等との併給調整を図った上で、一定額を支援

